

※関係ないページを削除しました

令和5年度

第1回

三重県文化財保護審議会

○事項書	1
○三重県文化財保護審議会委員名簿	2
○三重県文化財保護審議会条例	3
○令和5年度事業概要	4
○令和5年度事務分掌	6
○国指定等文化財の指定等について	8
○国・県指定等文化財の現状変更等	12

日時：令和5年8月3日（木） 13時30分から

場所：三重県合同ビル 2階 G201会議室

津市栄町1丁目891

三重県教育委員会

No.1

令和5年度 第1回三重県文化財保護審議会 事項書

1 挨拶

2 報告

- (1) 令和5年度文化財保護事業について
- (2) 国指定等文化財の指定等について
- (3) 国・県指定文化財の現状変更等について
- (4) その他

3 諮問

令和5年度三重県指定候補文化財について（三重県教育委員会）

4 審議

- (1) 令和5年度三重県指定候補文化財の選考及び調査について
- (2) 多度大社の上げ馬神事について
- (3) その他

三重県文化財保護審議会委員 (任期: 令和4年9月24日～令和6年9月23日)

氏名	担当分野	所属等	任用開始
くろだ りゅうじ 黒田 龍二	建造物	神戸大学大学院名誉教授	H28.9
おかだ まさあき 岡田 昌彰	建造物	近畿大学教授	R2.9
たにくち こうせい 谷口 耕生	絵画・工芸品	奈良国立博物館室長	R4.9
やまぐち やすひろ 山口 泰弘	絵画・工芸品	三重大学特任教授	H28.9
ながしま めいこ 永島 明子	絵画・工芸品	京都国立博物館室長	H30.9
おおこうち ともゆき 大河内 智之	彫刻	奈良大学准教授	R4.9
まつおか くみこ 松岡 久美子	彫刻	近畿大学准教授	H26.9
おかの ともひこ 岡野 友彦	文書・典籍・ 歴史資料	皇學館大学教授	H24.9
おかじま いくこ 岡寛 偉久子	文書・典籍・ 歴史資料	天理大学附属天理図書館稀書目録室長	H26.9
いたい まなきり 板井 正斉	民俗	皇學館大学教授	R4.9
きとう ひであき 鬼頭 秀明	民俗	中京大学非常勤講師	H26.9
ひろせ かずお 広瀬 和雄	考古資料・史跡・ 埋蔵文化財	国立歴史民俗博物館名誉教授	H28.9
おざわ つよし 小澤 毅	考古資料・史跡・ 埋蔵文化財	三重大学教授	H30.9
たかはし ちなつ 高橋 知奈津	名勝・ 埋蔵文化財	奈良文化財研究所研究員	H28.9
みちはやし かつよし 道林 克禎	天然記念物 (地質・地形)	名古屋大学教授	H30.9
まえさき ゆり 前迫 ゆり	天然記念物 (植物)	奈良佐保短期大学教授	H28.9
もり せいいち 森 誠一	天然記念物 (動物)	岐阜協立大学大学院教授	H25.5
あさの さとし 浅野 聡	保存・活用	國學院大學教授	R4.9

三重県文化財保護審議会条例

昭和 51 年 3 月 29 日三重県条例第 7 号
改正 平成 17 年 3 月 28 日三重県条例第 29 号

三重県文化財保護審議会条例をここに公布する。

(設置)

第一条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 190 条の規定に基づき、三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に三重県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期等)

第四条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則 1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 三重県文化財専門委員設置条例(昭和 33 年三重県条例第 12 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日三重県条例第 29 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年度 文化財関係事業概要

* () は前年度当初予算

文化財保存管理事業費

5,717(6,060)千円

文化財保護審議会

年2回、三重県文化財保護審議会を開催し、県指定文化財の諮問、調査審議、答申を経て、教育委員会の議決により文化財の県指定を行います。

令和4年度 新指定 2件

銃砲刀剣類登録審査会

(R5 津 5/16・7/11・9/19・11/21・2/20)

銃砲刀剣類所持等取締法で定める登録審査会を、年5回実施します。

令和4年度 新規登録 279件・再交付 31件

文化財パトロール

県文化財保護指導委員設置要綱に基づき、49名の保護指導委員により県内の指定文化財等の巡視を実施します。

文化財保護連絡会議

4/26 (三重県庁舎)

県内の指定文化財等の保護行政をより充実させるため、県内市町文化財保護担当者との情報共有と協議を行いました。

天然記念物紀州犬審査会

6/4 (埋蔵文化財センター嬉野分室)

三重県文化財保護条例の規定により、審査会を開催し、優良犬を登録します。

令和4年度 受審5頭、合格5頭

天然記念物日本鶏審査会

10/15 (埋蔵文化財センター嬉野分室)

三重県文化財保護条例の規定により、審査会を開催し、優良鶏を登録します。

令和4年度 受審8羽、合格8羽

国・県指定文化財の保存管理への支援

県内の指定文化財等の保存管理について所在する市町教育委員会と協力して、支援します。また、文化財所有者が実施する小修理等について、補助金による支援を実施します。

国・県指定文化財の現状変更等の事務

県内の指定文化財の現状変更等に関する事務を行います。

天然記念物保存対策事業費

6,856(6,283)千円

天然記念物食害対策 (カモシカ生息調査)

カモシカの生息状況、食害状況を把握するための調査を鈴鹿山地、紀伊山地のカモシカ保護地域とその周辺地において実施します。

- ・ 鈴鹿山地特別調査
- ・ 紀伊山地通常調査 (モニタリング調査)

天然記念物保存管理

地域を定めない指定天然記念物の保存管理の資料となる現状調査を行い、適切な保存管理を実施します。

今年度は、調査マニュアル「カモシカの保護と管理 (改訂版)」と、樹木・樹叢に関する保護管理指針を作成します。

世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 854(538)千円

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」(熊野参詣道)が良好適正に保存・管理されるよう、文化庁、奈良・和歌山県及び関係市町村と連携して取り組むとともに、無形文化遺産の保護を進めます。

- ・ 世界遺産三県協議会の開催
- ・ 保存管理に対する助言・支援と熊野古道の復旧に対する支援
- ・ 世界遺産追加登録を目指す市町に対する支援
- ・ 世界遺産講座等の開催
- ・ 「海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた国内気運の醸成を図る

地域文化財総合活性化事業費 90,000(90,000)千円

貴重な地域資源である文化財について、所有者等が行う修復・整備事業等に対し、文化財の活用事業ないしは防災事業の実施を条件として補助金による支援をします。

R5県費補助事業 合計 46 件予定

令和5年度 社会教育・文化財保護課 事務分掌表

担 当	主な分掌事務
課長 天野 賢志	<ul style="list-style-type: none"> 課の総括に関する事
有形文化財班	<p>副参事兼班長 伊藤 裕偉</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護の総括に関する事 有形文化財班の総括に関する事 班の情報公開・文書管理に関する事 文化財関係の議会、教育委員会に関する事 県民カビジョン・教育ビジョンに関する事
主幹兼係長 鈴木 實弘	<ul style="list-style-type: none"> 文化財関係の予算・収入関係、決算・経理に関する事 文化財補助金事務の総括に関する事 会計検査院に関する事（課の総括を含む） 文化財関係の法、条例、規則に関する事 国の文化芸術費及び文化資源活用事業費事業の周知事務に関する事 地方創生推進交付金事業の事務に関する事 日本遺産魅力発信推進事業の事務に関する事 出納局に関する事 文化財保護連絡会議（秋季）に関する事 文化財関係の陳情・要望に関する事
主査 寺西 實朗	<ul style="list-style-type: none"> 銃砲刀剣類の総括に関する事 監査に関する事 文化財パトロールの支出に関する事 日本遺産魅力推進事業の事務に関する事 文化財関係の各種表彰、叙勲に関する事
主査 宮脇 啓二	<ul style="list-style-type: none"> 銃砲刀剣類所有者変更、照会、再交付に関する事 文化財愛護週間、文化財防火デーに関する事 会計年度任用職員の任用に関する事 国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費次魚連周知事務に関する事
主任 和田 澄さやか	<ul style="list-style-type: none"> 有形文化財（美術工芸品）の保護（防災対策等含）に関する事 有形文化財（建造物）の保護に関する事 文化財パトロールの総括に関する事 国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費事業に関する事（美術工芸品） 三重県文化財講習会に関する事 有形文化財の展示・公開に関する事 三重県指定文化財等所有者連絡協議会に関する事
主任 水谷 流司	<ul style="list-style-type: none"> 有形文化財（建造物）の保護（防災対策等含）に関する事 登録有形文化財（建造物）の保護に関する事 県文化財保護審議会に関する事 国・県・市町指定文化財の管理に関する事 文化財保存活用地域計画に関する事 国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費事業に関する事（建造物・総括） 熊野参詣道（伊勢路）の学術調査に関する事 『三重県の文化財保護』の編集に関する事

記念物・民俗文化財班

班長

なか い び けい
中 井 英 幸

- ・ 記念物・民俗文化財班の総括に関する事
- ・ 班の情報公開・文書管理に関する事
- ・ 海女漁技術の保護に関する事

主幹兼係長

かく しやう じゆん こ
角 正 淳 子

- ・ 名勝の保護に関する事
- ・ 「未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業」に関する事
- ・ 文化的景観に関する事
- ・ 文化財保護連絡会議（春季）に関する事

主幹

みづ はし 公 きみ えい
水 橋 公 恵

- ・ 史跡の保護に関する事
- ・ 環境影響評価に関する事
- ・ 食文化の保護に関する事
- ・ 国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費補助に関する事（記念物・民俗文化財）
- ・ 記念物の防災（被害報告等含む）に関する事
- ・ 民間助成に関する事

主任

なか むら たか とし
中 村 貴 俊

- ・ 天然記念物の保護に関する事

主任

みや はら ゆう じ
宮 原 佑 治

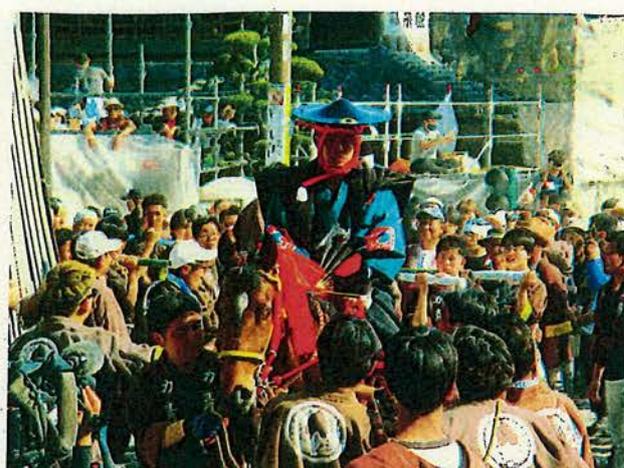
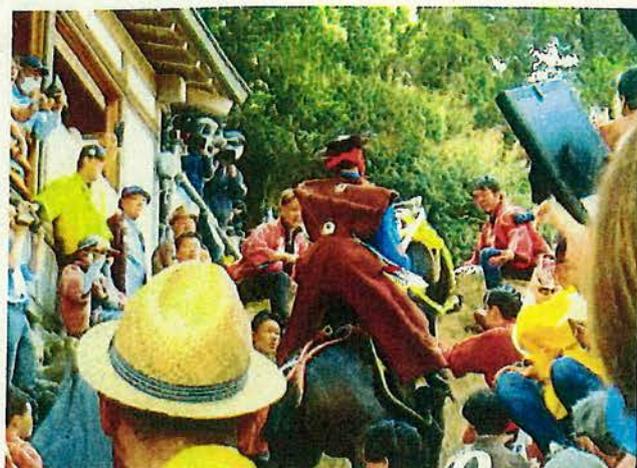
- ・ 世界文化遺産の保護に関する事
- ・ ユネスコ無形文化遺産の保護に関する事
- ・ 民俗文化財の保護に関する事
- ・ 無形文化財・選定保存技術の保護に関する事

主任

つち 橋 あ り き
土 橋 明 梨 紗

- ・ 埋蔵文化財の保護及び管理に関する事
- ・ 出土品の文化財認定及び譲与に関する事
- ・ 埋蔵文化財センターに関する事
- ・ 天然記念物の保護に関する事
- ・ 紀州犬・日本鶏の審査に関する事
- ・ 記念物・民俗文化財等の情報発信に関する事

多度大社上げ馬神事の現況報告について



令和5年度 上げ馬神事の様子

県指定無形民俗文化財

昭和53年2月7日指定

多度大社上げ馬神事

【所在地】桑名市多度町多度 多度大社

当日の概要

多度大社上げ馬神事は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2～4年度は休止していましたが、令和5年度は4年ぶりの開催となり、5月4日(木)・5日(金)のGW中に多度大社で行われた多度祭の神事の一つとして、多くの観光客等が見学する中で実施されました。4日の上げ馬神事で、12頭中1頭が坂を駆け上がる途中で転倒し、主催者側の獣医師の診察を受けた結果、左前肢骨折が判明しました。その後、馬主と獣医師の協議の上で殺処分が行われたことを、医療保健部が関係者への聞き取りにより確認しています。

神事に対する反応

この馬の事故と殺処分を受け、SNS等を中心に上げ馬神事に対する批判が高まり、当日に撮影された動画や過去の動画等がインターネット上で拡散されました。今年度実施したものと推測される動画の中には、馬をロープや法被で叩く行為や馬を蹴ろうとする行為等、医療保健部によると、不適切な馬の取扱いと判断されるものも含まれており、多度大社にとどまらず、桑名市・三重県に対しても神事への反対や神事を廃止すること、県の指定を解除することを求める声等、多数の意見が寄せられています(県への電話500件、メール300件、郵便1,100通、署名900筆、さわやか提案箱500件等、7月19日時点)。また、新聞やテレビ等のマスメディアでも、他の動物を使った伝統行事等と共に、伝統行事と動物愛護の両方の観点から、社会的にどのように捉えていくことが望ましいのかといった議論が行われています。

これまでの経緯

上げ馬神事は、過去にも不適切な馬の取扱い等が度々問題となっており、平成21年には、地元関係者が動物虐待として愛護団体から告発を受け、書類送検をされましたが不起訴となりました。翌年の平成22年度には、文化財保護審議会が現地調査も行い、

「文化財的価値の変化は見られないものの、馬の取扱い等に課題があるため、必要な措置を講じるよう」との建議をいただきました。同年度中には、文化財保護審議会の建議を受け、教育委員会教育長から、無形民俗文化財の価値が失われることのないよう、多度大社と東員町流鏝馬保存会に対して勧告を行いました。平成23・24年度も継続して同様の内容での助言を行っています。また、教育委員会および医療保健部では、平成29年度まで神事当日に、現地での巡視を継続して実施しましたが、平成30・31年度は、自主的な改善を求める必要性から、巡視は実施しませんでした。

令和5年度神事後の話し合い

今年の神事後、多度大社で行われた6月19日の「上げ馬神事事故防止対策協議会」および7月7日の「令和5年多度大社例祭神事臨時御厨会議」に医療保健部・桑名市・教育委員会が出席し、今回の馬の事故および殺処分、馬への不適切な取扱いが、過去に教育委員会が行った勧告・助言の内容に沿わないことから、大幅な改善の取り組みが必要であることを多度大社・御厨総代会（神事の実質的な主催者）に伝えました。上げ馬神事を実施する坂と壁の傾斜や高さ、馬場の整備、神事の実施主体が不明瞭であること等、社会的に容認される神事となるよう、さらなる改善を進め、人馬共に2度と事故が起きない神事となるよう求めました。

主催者等の方針

医療保健部からは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物への暴力行為はもちろんのこと、動物愛護の精神に反する不適切な行為を根絶することを強く求めるとともに、事故が起きないようにするため、馬の転倒原因の究明と再発防止策の検討を求めています。また、馬を専門とする獣医師や馬術競技、動物愛護、文化財の専門家等の意見を踏まえた神事の見直しと、見直したルールに参加者全員への徹底も求めています。

多度大社や御厨総代会は、今後も神事を継承していくためには、神事が社会的にも容認されるように、過去にない大幅な改善を自主的に行う意向を示し、8月末には県に対して今後の方針や改善の意向について文書での回答を示す予定でいます。そして、令和5年の12月末までには具体的な改善策を示すことも表明しています。